

1 厅内における
計画推進体制の
充実

全庁あげて男女共同参画を推進するため、「あま市人権施策推進本部」を中心に関係部局と連絡調整を図りながら整合性をもって各施策に効果的に取り組みます。

2 市（行政）、市民、
事業者等との
連携

市（行政）、市民、事業者等の役割を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて連携を進め、事業の協働実施等の取組を推進します。

3 計画推進のための
進行管理と評価

男女共同参画に対する市民意識調査をおおむね5年をめどに実施し、様々な取組に市民の意識を反映し、その浸透度や施策の効果を検証します。また、本計画に位置づけられる取組については、関連する部署において1年に1回実施状況を確認し、公表し、「あま市男女共同参画審議会」において計画の検討・見直しを行います。



発行年月：平成29年3月

編集：あま市企画財政部人権推進課
〒490-1292 あま市木田戊亥18番地1
電話：052-444-1001(代表)
FAX：052-441-8330
HP：<http://www.city.ama.aichi.jp/>

あま市 男女共同参画プラン (改訂版)

個性を認め 思いやる心を持ち
男女がともに輝けるまち



平成29年3月
あま市

目標像 個性を認め

思いやる心を持ち

男女がともに輝けるまち

【5つの基本理念】

基本理念1 男女の人権の尊重

男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野において性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として能力を十分発揮できる機会が均等に確保されること。

基本理念2 社会における制度又は慣行についての配慮

男女は、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣習によって、その活動の選択を阻害されることのないよう配慮されること。

基本理念3 あらゆる分野における方針の立案決定への参画

男女は、社会の対等な構成員として家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に対等に参画する機会が確保されること。

基本理念4 家庭生活における活動とそれ以外の活動との両立

家族を構成する男女は、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動とそれ以外の活動に対等に参画し両立することができるよう配慮されること。

基本理念5 國際的視野の下での取組

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、国際的視野の下に行うこと。



【6つの基本目標】

基本目標1 男女共同参画の理解の促進

1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発

2 子どもにとっての男女共同参画

基本目標2 男女平等意識を育てる教育・学習の充実

3 教育の場における教育・学習の充実

4 家庭・地域における教育・学習の充実

基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進 (あま市女性活躍推進計画)

5 政策決定過程への女性の参画の拡大

6 様々な分野における男女共同参画の拡大

7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組

8 誰もが働きやすい職場環境づくり

基本目標4 様々な困難を抱える人々への支援

9 高齢者、障がい者、外国人等への支援

10 貧困等生活上の困難に直面する人々への支援

11 性的少数者、複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

12 相談業務の充実

基本目標5 生涯を通じた健康支援

13 心とからだの健康づくりへの支援

14 妊娠・出産等に関する健康支援

15 女性特有の疾患に対する支援

基本目標6 暝力の根絶のための基盤づくり (あま市DV防止基本計画)

16 暝力の根絶に向けた意識啓発

17 犯罪防止に配慮した環境整備

18 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

【基本方針】

【指標と2021年（平成33年）度までの目標値（一部抜粋）】

「男は仕事、女は家庭」という考え方について
「そう思わない」人の割合

44.2% ➡ 53.0%
(平成27年度現状値) (平成33年度目標値)

家庭生活や地域社会において「男女の地位が平等である」と思う人の割合

32.8% [家庭生活]
33.7% [地域社会] ➡ 41.0% [家庭生活]
42.0% [地域社会]
(平成27年度現状値) (平成33年度目標値)

審議会、委員会への女性登用率

21.0% ➡ 30.0%
(平成28年度現状値) (平成33年度目標値)



人権相談事業の実施を知っている人の割合

7.4% ➡ 17.0%
(平成27年度現状値) (平成33年度目標値)



子宮がん検診受診率

20.0% ➡ 50.0%
(平成26年度現状値) (平成33年度目標値)

乳がん検診受診率

24.0% ➡ 50.0%
(平成26年度現状値) (平成33年度目標値)

「これまでに、DVを受けたことがない」と答えた人の割合

83.7% ➡ 100.0%
(平成27年度現状値) (平成33年度目標値)

計画策定の趣旨

近年では、共働きや単身、ひとり親世帯の増加などの家族形態の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など社会情勢が大きく変化したことから、男女共同参画を進める上でもより広い分野で、よりきめ細かな施策が求められるようになりました。

本市では、2012年(平成24年)に「あま市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に関する施策の推進に努めてきました。

これまでの取組により、男女共同参画社会の実現に対する意識改善は進んでいますが、依然として固定的性別役割分担意識が根強く残っている状況もあります。一方、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大し、2015年(平成27年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定されるなど、男女共同参画社会の実現に向け、新たな取組が求められています。

そのため、課題に的確に対応し、時代に即した男女共同参画に関する施策を計画的に推進するため、見直しを行っていくものです。

計画の期間

この計画は、2012年(平成24年)度を初年度とする「あま市男女共同参画プラン」の改訂版であり、2017年(平成29年)度から2021年(平成33年)度までを計画期間とします。



計画の性格

○本計画は、男女共同参画社会基本法第14条に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、本市における男女共同参画社会の実現を促進する施策についての基本計画です。また、あま市男女共同参画推進条例第9条に基づく基本計画です。

○本計画は、「第1次あま市総合計画」に示す方向性に基づいて、他の関連計画との整合性及び連携を図っています。

○本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「あいち男女共同参画プラン2020」を勘案しながら、市の特性や現状を踏まえて策定しています。

○本計画の基本目標3「あらゆる分野での男女共同参画の推進」に係る施策を「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」に位置づけます。

○本計画の基本目標6「暴力の根絶のための基盤づくり」に係る施策を「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」に位置づけます。

基本目標1

男女共同参画の理解の促進

男女がともに男女共同参画に関する認識を深められるよう広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、固定的な性別役割分担意識が払拭され、旧来からの社会制度や慣行に捉われない意識づくりを進めます。

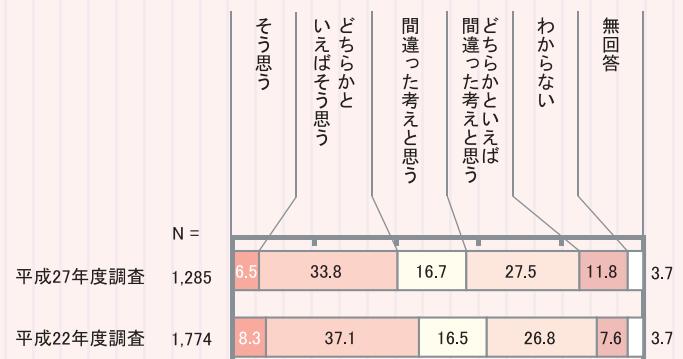
また、時代を担う子どもたちが男女平等の精神を身につけ、健やかに育つ環境の整備に努めます。

基本方針

- 1 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発
- 2 子どもにとっての男女共同参画



「男は仕事、女は家庭」という考え方について



平成22年度調査と比較すると、「そう思う」と「どちらかといえればそう思う」を合わせた「そう思う」の割合が低くなっています。

資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

基本目標2

男女平等意識を育てる教育・学習の充実

幼少期から男女共同参画意識を育んでいくよう男女平等の視点に立ち、男女の人権を尊重する教育を推進します。

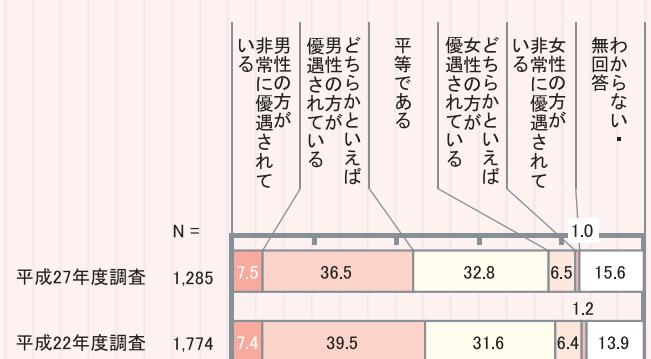
また、学校をはじめ家庭や地域など、あらゆる場において男女共同参画の意識を高める学習を推進します。

基本方針

- 3 教育の場における教育・学習の充実
- 4 家庭・地域における教育・学習の充実



家庭生活における男女の地位の平等意識



家庭生活における男女の地位の平等意識は、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえれば男性の方が優遇されている」を合わせた「男性優遇」の割合が「平等である」を上回っています。

資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

あらゆる分野での男女共同参画の推進 (あま市女性活躍推進計画)

基本目標3

政策・方針決定過程への女性の参入を進めるための働きかけを行うとともに、男女がともに責任を持って家庭、地域活動を担い、様々な分野に参画できるようワーク・ライフ・バランスの実現に向け、意識啓発と環境整備を推進します。また、ハラスメント防止のための働きを進め、男女がともに働きやすい職場環境づくりを目指していきます。

基本方針

- 5 政策決定過程への女性の参画の拡大
- 7 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組
- 6 様々な分野における男女共同参画の拡大
- 8 誰もが働きやすい職場環境づくり

審議会等への女性登用率の状況

審議会等への女性登用率の状況をみると、愛知県や愛知県内市町村より低い値で推移しています。



資料：あま市 人権推進課（各年4月1日現在）
愛知県 県民生活部男女共同参画推進課（各年4月1日現在）
愛知県内市町村 あいちの男女共同参画（各年4月1日現在）

男女別ワーク・ライフ・バランスについて（一部抜粋）

理想については、男女とも「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて大切にしたい」の割合が最も高くなっています。一方で、現実については、男性で「仕事」を優先している、女性で「家庭生活」を優先している」の割合が最も高くなっています。

理想	理想		現実	
	男性 (N=568)	女性 (N=704)	男性 (N=568)	女性 (N=704)
「仕事」を優先している(したい)	2.6	2.0	33.1	12.8
「家庭生活」を優先している(したい)	13.9	16.8	12.9	33.5
「地域・個人の生活」を優先している(したい)	3.2	2.6	1.6	1.0
「仕事」と「家庭生活」をともに優先している(したい)	22.5	16.5	16.7	16.1
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している(したい)	2.8	2.3	4.0	2.7
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している(したい)	5.3	6.5	2.5	5.0
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をすべて大切にしている(したい)	23.2	24.1	5.5	4.4

資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）

基本目標4

様々な困難を抱える人々への支援

高齢者や障がい者、日本で生活する外国人、また、ひとり親家庭等生活上の困難に陥りやすい人々に対し各種相談事業や福祉サービスの提供、自立支援を充実し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

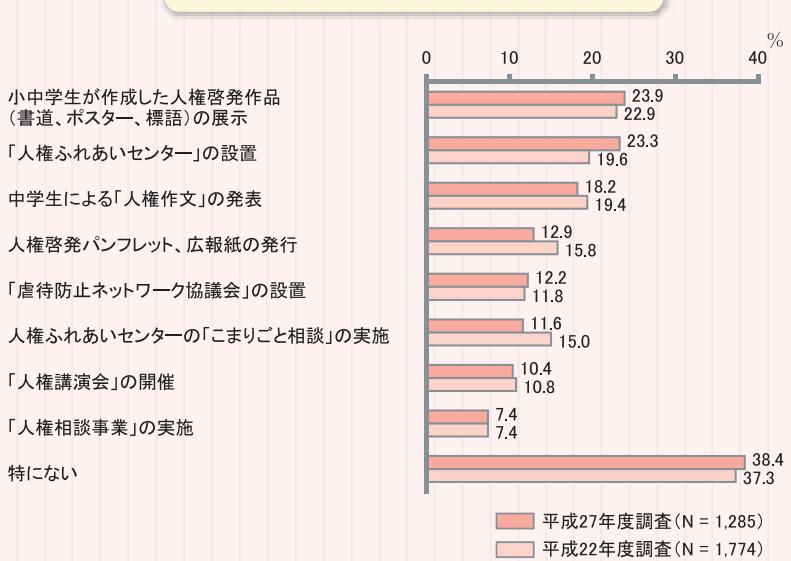
また、性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や、障がいがあること、日本で生活する外国人であること、同和問題を抱えた人であることなどに加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発等を進めます。

基本方針

- 9 高齢者、障がい者、外国人等への支援
- 10 貧困等生活上の困難に直面する人々への支援
- 11 性的少数者、複合的に困難な状況に置かれている人々への支援
- 12 相談業務の充実

「特にない」の割合が最も高く、次いで「小中学生が作成した人権啓発作品（書道、ポスター、標語）の展示」、「人権ふれあいセンター」の設置の順になっています。「人権相談事業」の実施の割合は7.4%となっています。

人権問題に関する施策の認知状況（一部抜粋）



資料：人権に関する市民意識調査（平成27年度）

基本目標5

生涯を通じた健康支援

女性への妊娠・出産期における心身の健康を支援するための健康診査・検診の充実を図るとともに、女性に特有の疾病の予防や、思春期や更年期などライフステージに応じた健康支援のため、年代に応じた健康相談や健康診査・検診の充実を図ります。

基本方針

- 13 心とからだの健康づくりへの支援
- 14 妊娠・出産等に関する健康支援

- 15 女性特有の疾患に対する支援

がん検診受診者数及び受診率（平成26年度）



大腸がんの受診率が21.2%、肺がんの受診率が18.6%、胃がんの受診率が15.2%、乳がんの受診率が24.0%、子宮がんの受診率が20.0%となっています。



基本目標6

暴力の根絶のための基盤づくり

(あま市DV防止基本計画)

市民一人ひとりが、いかなる暴力も重大な人権侵害であるとの認識を持ち、男女間のあらゆる暴力の根絶を目指します。また、被害者が、安心して相談でき、かつ必要な支援を受けられるよう総合的な支援体制を整備します。

基本方針

- 16 暴力の根絶に向けた意識啓発
- 17 犯罪防止に配慮した環境整備
- 18 被害者の実情に応じた切れ目のない支援体制の充実

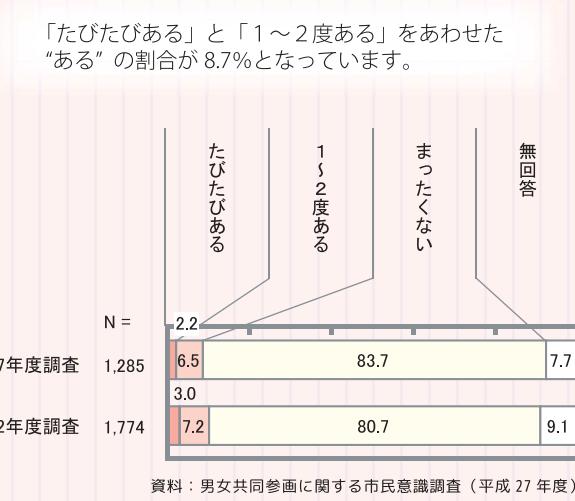
DVを防止するために必要な事柄

「被害者のための相談機関や保護施設を整備する」の割合が60.8%と最も高く、次いで「家庭で子どもに対し、小さいころから暴力はいけないことだと教える」の割合が48.1%、「DVの取締りを強化する」の割合が34.7%となっています。

N = 1,285



DVを受けた経験



資料：男女共同参画に関する市民意識調査（平成27年度）